

税法実務「法人税 減価償却」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ 1. 減価償却限度額の計算 テーマ 2. 少額の減価償却資産の損金算入等	P 2 ~ P 4 3
第 2 回	テーマ 3. 減価償却資産の取得価額 テーマ 4. 増加償却制度 テーマ 5. 資本的支出	P 4 6 ~ P 6 9
第 3 回	テーマ 6. 中古資産を取得した場合 テーマ 7. 償却方法の変更 テーマ 8. 耐用年数の短縮 テーマ 9. その他の論点	P 7 2 ~ P 9 5

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成31年4月1日現在確定している法令等に基づき作成しております。

■「元号」の表記について

今年度のテキスト等の教材内で、元号は「平成」を使用していることがありますが、5月1日以降の日付につきましては「令和」と読み替えてご使用いただけますよう、お願いいたします。

税法実務「法人税 減価償却」

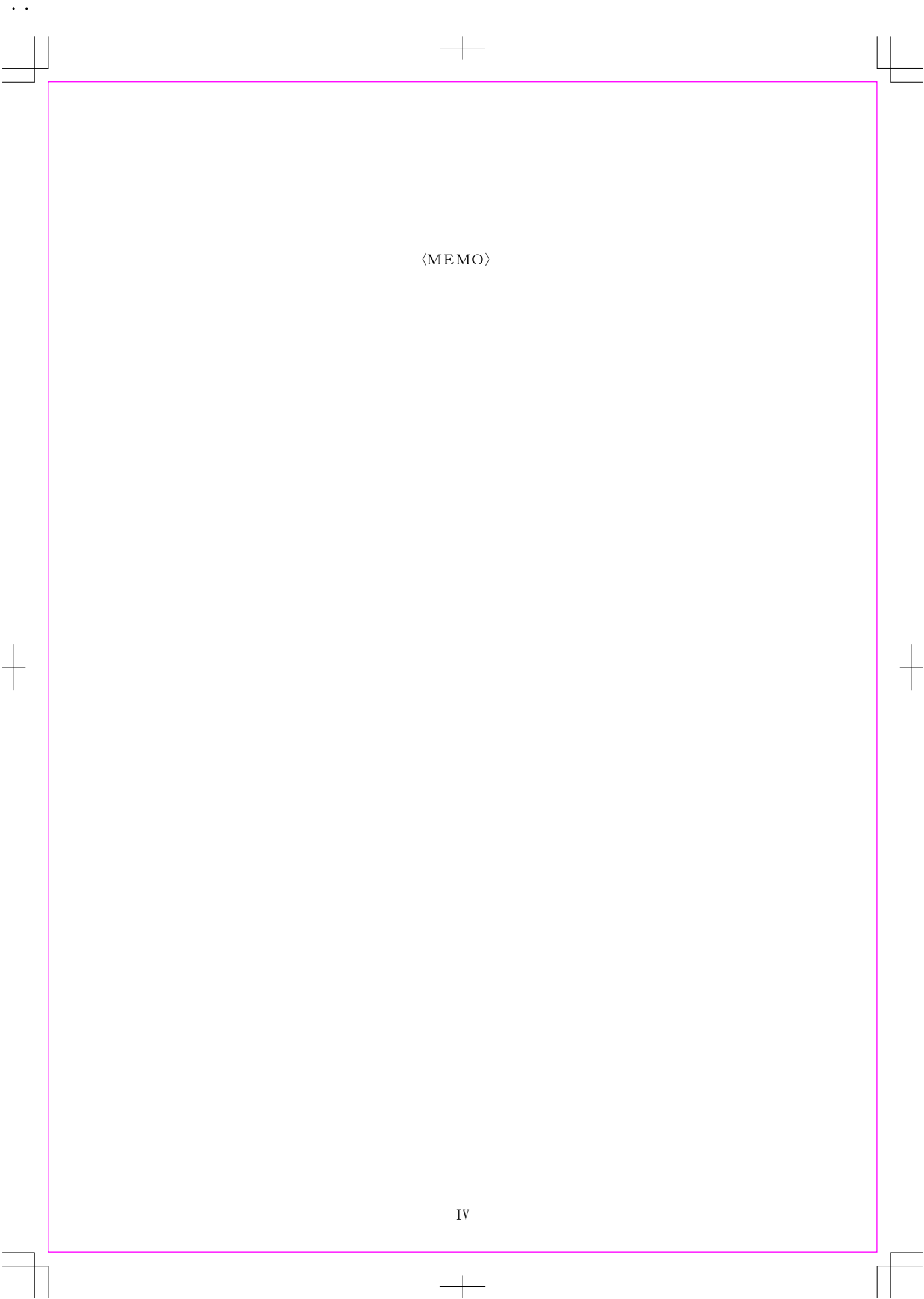
CONTENTS

テーマ1	減価償却限度額の計算	2
	■減価償却限度額の計算方法を把握する	
テーマ2	少額の減価償却資産の損金算入等	31
	■減価償却資産の損金算入の特例を学習する	
テーマ3	減価償却資産の取得価額	46
	■減価償却資産の取得価額について学習する	
テーマ4	増加償却制度	54
	■増加償却の適用要件と償却限度額を学習する	
テーマ5	資本的支出	58
	■修繕費との区分や償却計算方法について学習する	
テーマ6	中古資産を取得した場合	72
	■中古資産の減価償却の計算方法について学習する	
テーマ7	償却方法の変更	78
	■償却方法を変更した場合の計算方法について学習する	
テーマ8	耐用年数の短縮	86
	■耐用年数を短縮した場合の償却計算について学習する	

テーマ9 その他の論点

90

■減価償却に関するその他の論点について学習する



MEMO

IV

税法実務「法人税 減価償却」

第1回

テーマ 1	減価償却限度額の計算	2
テーマ 2	少額の減価償却資産の損金算入等	31

1

減価償却限度額の計算

減価償却限度額の計算方法を把握する

Theme

1 法人税における減価償却

法人税における減価償却も費用配分を目的としていることは企業会計と同様です。

しかし、減価償却は、法人の内部計算という性格上恣意性の介入が避けがたいので、法人税では課税の公平の見地から、減価償却について取得価額、耐用年数、残存価額及び償却方法を法定し、これに基づいて計算される減価償却の最高限度額（これを「償却限度額」という。）の枠内で損金の額に算入することになっています。

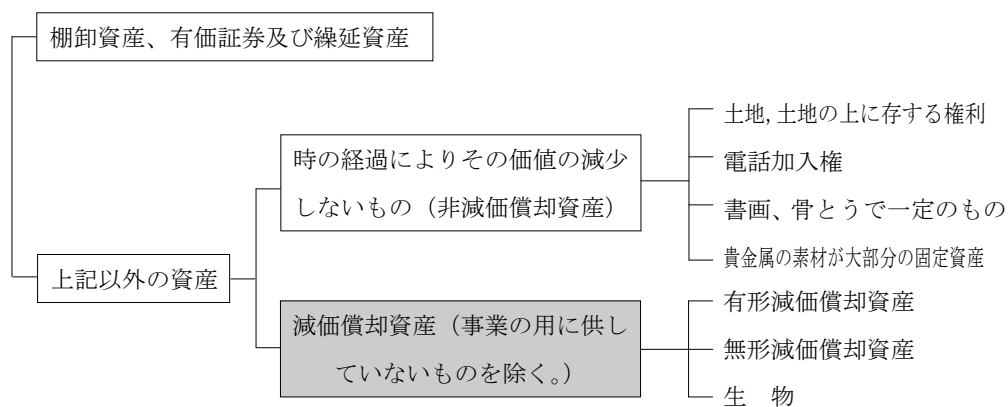
したがって、法人が計上した減価償却費のうち償却限度額をオーバーする部分の金額（これを「償却超過額」といいます。）は損金の額に算入されず、別表4において加算されることになります。

2 減価償却資産の意義及び範囲

(1) 減価償却資産の意義

棚卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち償却をすべきものとして一定のものをいいます。

ただし、事業の用に供していないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除きます。



(2) 減価償却資産の具体的な範囲

有形減価償却資産	無形減価償却資産	生物
① 建物、建物附属設備	① 特 許 権	① 牛 馬 等
② 構 築 物	② ソフトウェア	② 果 樹 等
③ 機械及び装置	③ 営 業 権	
④ 船 舶	④ 電気ガス供給施設利用権	
⑤ 航 空 機	⑤ 熱供給施設利用権	
⑥ 車両及び運搬具	⑥ 水道施設利用権	
⑦ 工具、器具及び備品	⑦ その他一定のもの	

3 減価償却費の損金算入

法人税法では、減価償却費は、償却費として損金経理（法人がその確定した決算において費用又は損失として経理することをいいます。）した場合に、はじめて損金の額に算入されます。

したがって、法人が決算において減価償却費を計上しないで、別表4においてその分を減算して損金の額に算入するということは認められません。

(1) 損金算入

① 損金算入される金額

イ 損金経理償却費	} いずれか少ない方
ロ 償却限度額	

② 具体的な計算

$$\text{損金経理償却費} - \text{償却限度額} = \begin{cases} (+) \text{減価償却超過額（加算）} \\ (-) \text{償却不足額} \Rightarrow \text{原則処理なし} \end{cases}$$

（注）償却不足額の場合

償却費として損金経理をした金額の範囲内で損金算入することになっているため、償却不足額（法人が計上した減価償却費が償却限度額を下回る部分の金額をいいます。）については原則的には処理しません。

【具体例】

〈ケース1〉 損金経理償却費100、償却限度額80

$$100 - 80 = 20 \cdots \text{減価償却超過額（加算）}$$

〈ケース2〉 損金経理償却費100、償却限度額120

$$100 - 120 = \Delta 20 \cdots \text{処理なし}$$

【具体例】

〈ケース１〉償却超過の場合

損金経理償却費 140 償却限度額 100

〈ケース２〉償却不足の場合

損金経理償却費 80 償却限度額 100

〈ケース１〉償却超過の場合

$140 - 100 = 40$ …減価償却超過額（加算）

損金経理償却費 140	
損金算入額 100	償却超過額 （加算） 40
償却限度額 100	

※ 理論的な考え方（損金算入額）

イ 損金経理償却費 140
ロ 償却限度額 100 } 少 ∴100

〈ケース２〉償却不足の場合

$80 - 100 = \Delta 20$ …処理なし

損金経理償却費80	
損金算入額 80	償却不足額 20
償却限度額 100	

※ 理論的な考え方（損金算入額）

イ 損金経理償却費 80
ロ 償却限度額 100 } 少 ∴80